

訪問介護利用契約書

様（以下「利用者」という。）と指定訪問介護事業所南相馬市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次の条項により契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援を行う目的として、訪問介護を提供します。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了7日前までに、利用者またはその親族等から文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(訪問介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および要望等を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者または親族等に説明し同意を得るものとします。

第4条(訪問介護の提供内容)

- 1 事業者が提供する訪問介護の内容は、重要事項説明書に定めたとおりです。事業者は重要事項説明書に定めた内容について、利用者または親族等に説明し同意を得ます。
- 2 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 訪問介護のサービス従事者は、介護福祉士、看護師または訪問介護員1級及び2級資格保有を派遣するものとします。

第5条(訪問介護の内容変更)

利用者または親族等が訪問介護の内容について変更を希望した場合、または居宅サービス計画により変更が伴う場合には、利用者または親族等の了承を得て新たな内容の訪問介護計画を作成するものとします。

第6条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、訪問介護の提供ごとに、サービスの提供日、内容等の必要事項を記録票に記載し、確認を受けることとします。
- 2 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、本契約の終了から5年間保管します。
- 3 利用者または親族等の請求により、当該サービスの提供に関する記録を閲覧させ、またはその複写物の交付を受けることができます。

第7条(利用料金)

- 1 利用者または親族等は、サービスの対価として、法律の規定に基づく利用単位毎の介護報酬をもとに計算された月分合計額を支払うものとします。
- 2 利用者または親族等は、請求書にもとづき現金・振込み・口座引落により支払います。
- 3 利用者は、サービス提供のために使用する水道光熱費、通信費等の諸費用を負担するものとします。
- 4 事業者は、当月利用料金を請求書に明細を付して請求するものとし、現金にて利用料の支払いを受けたときは領収書を発行します。
- 5 事業者は、サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合には、基準に従

い利用料金を変更できるものとします。

第8条(サービスの中止)

利用者または親族等は、事業者に対しサービス提供の2時間前まで通知することにより、料金を負担することなく中止することができます。

第9条(契約の終了)

1 利用者または親族等は、事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除することができます。ただし、利用者の急な病変、入院等やむを得ない事情がある場合には、予告期間が7日以内の通知でも本契約を解除することができます。

2 利用者または親族等は、次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 二 事業者が守秘義務に反した場合
- 三 事業者が利用者や家族等に対し社会通念を逸脱する行為のあった場合
- 四 事業者が破産した場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

4 事業者は、次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 利用者または親族等が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延滞納し、催告にも従わず7日以内に支払われない場合
- 二 利用者または親族等が、事業者やサービス従事者に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為があった場合

5 次の事由に該当した場合、本契約は自動的に終了します。

- 一 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 二 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- 三 利用者が死亡した場合

第10条(守秘義務)

1 事業者およびサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者および親族に関する個人情報を正当な理由なく漏洩することはありません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

2 前項にかかわらず、利用者に係るサービスの向上をはかるなどの正当な理由がある場合には、個人情報が用いられる旨の同意を文書により得たうえで、利用者およびその親族等に関する必要最小限の個人情報をを用いることができます。

第11条(損害賠償責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により、利用者
に
生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合にも同様とします。

ただし、利用者および親族等に故意または過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任が確定した場合は、速やかに履行するものとします。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、サービス従事者がサービスの提供を行っているとき、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

第13条(他業種との連携)

事業者はサービスの提供にあたり、利用者を担当する介護支援専門員および保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携をはかり安全に努めるものとします。

第14条(相談・苦情対応)

- 1 事業者は、提供したサービスに関し利用者または親族等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、適切に対応するものとします。
- 2 苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

第15条(協議事項)

本契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議し対応するものとします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し双方署名押印の上、各自1通を保有します。

契約締結日 令和 7年 月 日

契約当事者氏名

住 所 南相馬市原町区小川町322番地の1

事業者 名 称 指定訪問介護事業所 南相馬市社会福祉協議会
(指定番号0771200060)

代表者名 管理者 福島 祐子 印

住 所

利用者 氏 名 印

利用者 住 所
の親族
(代理人) 氏 名 続柄 () 印